

# 申告を忘れずに！

平成26年1月1日現在、河津町に住んでいる方は、**住民税の申告**または**確定申告**により、平成25年中の所得を申告していただくことになっています。申告をされないと、所得証明が発行されない、国民健康保険税の軽減制度が適用されない等、様々な不都合が生じる場合があります。忘れずに申告しましょう。

## ■ 住民税の申告が必要な方

- 平成26年1月1日現在、河津町に住民登録されている方  
※「仕事がなかった」など**収入のなかった方も、その旨申告してください。**

## ■ 住民税の申告が不要な方

- ① 確定申告(所得税の申告)をしている方・または行う予定の方。
- ② 給与収入のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から河津町へ提出されている方
- ③ 公的年金等収入のみで、公的年金等支払報告書が支払先から河津町へ提出されている方  
(医療費控除・生命保険料控除等の各種控除を受けられる方は申告が必要です。)

## 住民税申告受付

住民税の出張申告受付を下記のとおり行います。対象地区に該当する日に各会場までお越しください。

月日	曜	会場	対象地区	受付時間
2月17日	月	基幹集落センター	湯ヶ野・小鍋 下佐ヶ野・天川	9:30~14:00
2月18日	火	下佐ヶ野コミュニティ 消防防災センター	湯ヶ野・小鍋 下佐ヶ野・天川	9:30~14:00
2月19日	水	泉奥原公民館	大鍋・梨本・川横・泉奥原	9:00~11:30
		大鍋多目的集会施設	大鍋・梨本・川横・泉奥原	13:00~15:30
2月25日	火	見高浜公民館	見高入谷・見高浜・長野	9:30~14:00
2月26日	水	見高入谷農村会館	見高入谷・見高浜・長野	9:30~14:00
3月4日	火	上佐ヶ野公民館	筏場・大堰・上佐ヶ野	9:00~11:30
		筏場かっせい会館	筏場・大堰・上佐ヶ野	13:00~15:30
3月5日	水	縄地公民館	縄地	9:30~12:00
3月6日	木	梨本コミュニティセンター	梨本・川横・泉奥原	9:00~11:30
		川横婦人・若者等活動促進施設	梨本・川横・泉奥原	13:00~15:30
3月7日	金	逆川公民館	逆川	9:30~12:00

上記の出張申告受付日には、申告用コンピュータ及び資料を各会場に持ち出すため、役場では申告受付できません。ただし、記入済申告書の提出については受け付けます。

浜・笹原・田中・沢田・上峰・下峰・谷津地区の方、および出張申告受付日に都合の悪い方は、下記の日程で役場にて申告を受け付けます。

2月12日(水)~14日(金)	役場第2会議室	全地区対象	9:30~16:00
2月20日(木)	役場第2会議室	全地区対象	9:30~15:30
2月21日(金)・24日(月)・27日(木)	役場第2会議室	全地区対象	9:30~16:00
2月28日(金)	役場第2会議室	全地区対象	9:30~15:30
3月3日(月)・10日(月)~14日(金)・17日(月)	役場第2会議室	全地区対象	9:30~16:00

※2月12日(水)~14日(金)は大変な混雑が予想されますので、都合のつく方は別の日に来場願います。

問い合わせ先 町民生活課 税務係 ☎34-1928

## ■ 確定申告(所得税の申告)が必要な方

- 下記の項目に該当する方で平成25年分の所得合計額が扶養控除等の所得控除合計額を超える方
  - ・ 事業をしている方、地代や家賃収入のある方
  - ・ 土地や建物を売った方
- サラリーマンで給与の年収が2千万円を超える方
- 給与以外の所得金額が年間20万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けている方

## 税務署による確定申告受付・相談

平成25年中の所得税の確定申告受付および相談を下記のとおり行います。  
※所得税の申告は原則、下記の日程・場所で受け付けます。

会場	日程
サンワーク下田 (下田市敷根 761)	2月17日(月)~3月17日(月) 土・日曜日を除く 受付時間 9:00~17:00

・会場では電子申告(e-Tax)による申告受付・相談を行います。税務署から送られたハガキ又は昨年申告時にお渡しした緑色の封筒をお持ちの方はご持参下さい。

2月13日(木)・14日(金)には年金受給者向けの確定申告説明会が行われます。  
受付時間 9:00~11:30 13:00~16:00 会場:サンワーク下田

## 出張申告相談

会場	2月				3月
	19 (水)	20 (木)	27 (木)	28 (金)	5 (水)
河津町役場 第2会議室		◎		◎	
東伊豆町役場	◎		◎		○

・「◎」の日には税務署職員による申告受付のほか、税理士による無料税務相談も行います。  
・「○」の日には税務署職員による申告受付・相談を行います。  
※譲渡所得および贈与税の申告は「サンワーク下田」のみで行います。

◇問い合わせ先 下田税務署 ☎22-0185  
自動音声により案内しておりますので、「0」を選択してください。

受付時間 9:30~12:00 13:00~15:30

## 住民税申告、確定申告(所得税申告)に必要なもの

- 印かん(認印で可)
- 農業所得、事業所得、不動産所得などがある方・・・収入・支出(経費等の内訳)がわかる書類
- 給与所得、年金所得などがある方・・・給与所得源泉徴収票、公的年金等源泉徴収票
- 生命保険料控除を受ける方・・・保険料控除証明書(一般・介護医療・個人年金)
- 地震保険料控除を受ける方・・・保険料控除証明書(地震・旧長期損害)
- 医療費控除を受ける方・・・支払った医療費領収書や保険金等で補てん金額がわかるもの
- 障害者控除を受ける方・・・障害者手帳 (裏面参照)
- 寄附金控除を受ける方・・・領収書または寄附金受領証明書
- 社会保険料控除を受ける方
  - ・国民年金保険料および国民年金基金掛け金・・・社会保険料控除証明書
- ※国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の納付確認書は、役場町民生活課②の窓口で受け取ることができます。(無料)
- 所得税の還付を受けるために確定申告する方は、振込先(本人名義に限る)の口座番号がわかるもの

## ●公的年金等を受給されている方の申告について

・収入が公的年金等収入のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に受けた控除がすべて記載されている場合、申告は不要です。

・公的年金等の収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の場合は、所得税の確定申告が不要になりました。

ただし、各種控除（医療費控除、生命保険料控除等）を追加することにより、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

また、公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出が不要の場合でも、住民税の申告は必要です。

## 所得税・住民税の計算

$$\left( \left( \text{収入(入ってきた金額)} - \text{必要経費} \right) - \text{その他の控除} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

所得税・住民税は、昨年一年間に入ってきた金額（＝「収入」）から必要経費を引いた残りの金額（＝「所得額」）から、さらに控除額を引いた残りの金額（＝「課税所得額」）に税率をかけて計算されます。

## 申告時のお願い

短時間に多くの方の申告受付を行うために、事業・農業・不動産収入のある方の収入・必要経費や、医療費控除を受ける方の医療費等は、あらかじめ領収書などを整理・集計した上で申告会場に来てください。事前に整理・集計していない方は、会場に集計用のテーブルや計算機を用意しますので、そこで整理・集計をしてください。

## 事業（営業等・農業）・不動産収入がある方

給与収入と公的年金収入は、その額によって必要経費が決められており、算式によって所得額を計算できますが、営業・農業・不動産収入のある方は、かかった費用を自分で計算して申告しなければなりません。収入・必要経費等を整理、集計し申告受付をしてください。

事前に準備される方は、収支内訳書を役場町民生活課に用意してありますのでご利用ください。

### ①収入をまとめます

- 営業等： 売上金額（売上先名・所在地・売上金額）
- 農業： 売上金額（農産物の種類・作付面積・販売金額・家事消費金額・棚卸高）
- 不動産： 賃貸料（不動産の所在地・賃借人の住所氏名・契約期間・面積・賃貸料・敷金礼金更新料など）

### ②必要経費をまとめます

- 項目ごとに領収書・レシートをまとめてください
- 営業等： 仕入金額（仕入先名・所在地・仕入金額）、給料賃金（氏名・給料賃金・源泉徴収額）、外注工事、減価償却費、地代家賃（支払先の住所氏名・本年中の賃借料）、租税公課、荷造運賃、水道光熱費、旅費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、消耗品等、事業専従者の氏名等
  - 農業： 雇人費（住所氏名・日数・金額・源泉徴収額）、小作料賃借料（支払先の住所氏名・面積・支払額）、減価償却費、租税公課、種苗費、肥料費、農具費、農薬費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料代費、農業共済掛金、荷造運賃手数料、土地改良費、雑費、事業専従者の氏名等
  - 不動産： 給料賃金（氏名・給料賃金・源泉徴収額）、減価償却費、地代家賃（支払先の住所氏名・本年中の賃借料）、租税公課、損害保険料、修繕費（支払先の住所氏名・工事名・支払金額）、雑費、事業専従者の氏名等

## 医療費控除を受ける方

一年間に支払った医療費が一定額を超えると、医療費控除を受けられますが、下記のとおり領収書の集計が必要になります。あらかじめ整理・集計のうえ、領収書を持って申告受付をしてください。

事前に準備される方は、医療費控除用の明細書を役場町民生活課に用意してありますのでご利用ください。

### 医療費控除を受けられる医療費等(払った医療費等ー補填(ほてん)された金額)の目安

- ・所得金額が200万円以上の方  
（給与収入のみの場合、年間収入が3,112,000円以上の方）  
（65歳以上で、年金収入のみの場合、年間支給額が3,200,000円以上の方） → 10万円以上
- ・所得金額が200万円未満の方（給与・年金所得者は、上記収入金額より少ない方） → 所得金額の5%以上

### ①医療費控除の対象になる領収書(レシート)を揃えます \*申告時、添付が必要

対象となるもの

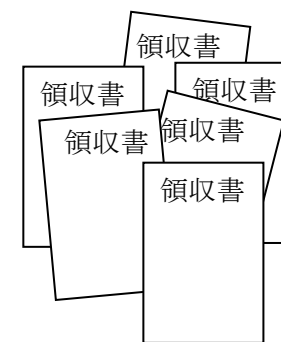
- ・本人、または本人と生計が同じ家族・親族の分で、平成25年1月1日から12月31日までの間に、実際に支払った金額
- ・医療機関で受けた診療の費用（出産のための定期健診、分娩費用も含む）
- ・薬局・薬店で医薬品（市販品も含む）を購入した費用
- ・通院のための電車やバスの交通費（日付、経路、金額を控えてあれば領収書不要）
- ・保険金、高額療養費など、医療費の補填(ほてん)を受けた場合は、そのことがわかる書類

認められないもの

- ・治療と関係のない費用（本人都合による差額ベッド代、文書料など）
- ・予防関係の費用（予防接種の費用、栄養ドリンク・サプリメント等）
- ・タクシー代（急を要する場合や、電車やバスが利用できない場合は対象になる）

注意点

- ・寝たきりの方のおむつ代は、医師が発行する「おむつ使用証明書」があれば認められます。



### ②領収書を分類して集計する

医療を受けた人ごとに分け、医療機関・薬局ごとに合計額と補填(ほてん)額を集計してください。

### 例：河津 三郎さん一家の場合…

氏名	河津 三郎	河津 桜子(妻)	河津 菫子(子)
氏名	河津 三郎	河津 桜子(妻)	河津 菫子(子)
給与収入	4,200,000円		
給与所得	2,820,000円		
医療機関名	□□病院	〇〇産科	○△小児
医療費の額	300,000円	500,000円	6,000円
補填(ほてん)額	250,000円(保険金)	10,000円	0円
差引額	50,000円	10,000円	6,000円

医療費控除額の計算

$$\text{支払った医療費の合計金額} - \text{補填(ほてん)された金額(保険金・高額療養費など)} - \text{100,000円か、総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額} = \text{医療費控除額}$$

$$\text{河津 三郎さんの医療費控除額} = 818,000円 - 550,000円 - \left( 100,000円 < \frac{2,820,000円 \times 5\%}{141,000円} \right) = 168,000円$$



平成 26 年 1 月 21 日

## 大堰用水路修繕に伴う水路の停止について

日頃より、農林水産行政へのご理解ご協力ありがとうございます。

現在、大堰用水路（沢田水門付近）補修作業を下記の日程で実施する予定です。それに伴い大堰用水路の一部区間で用水の供給ができなくなります。

皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

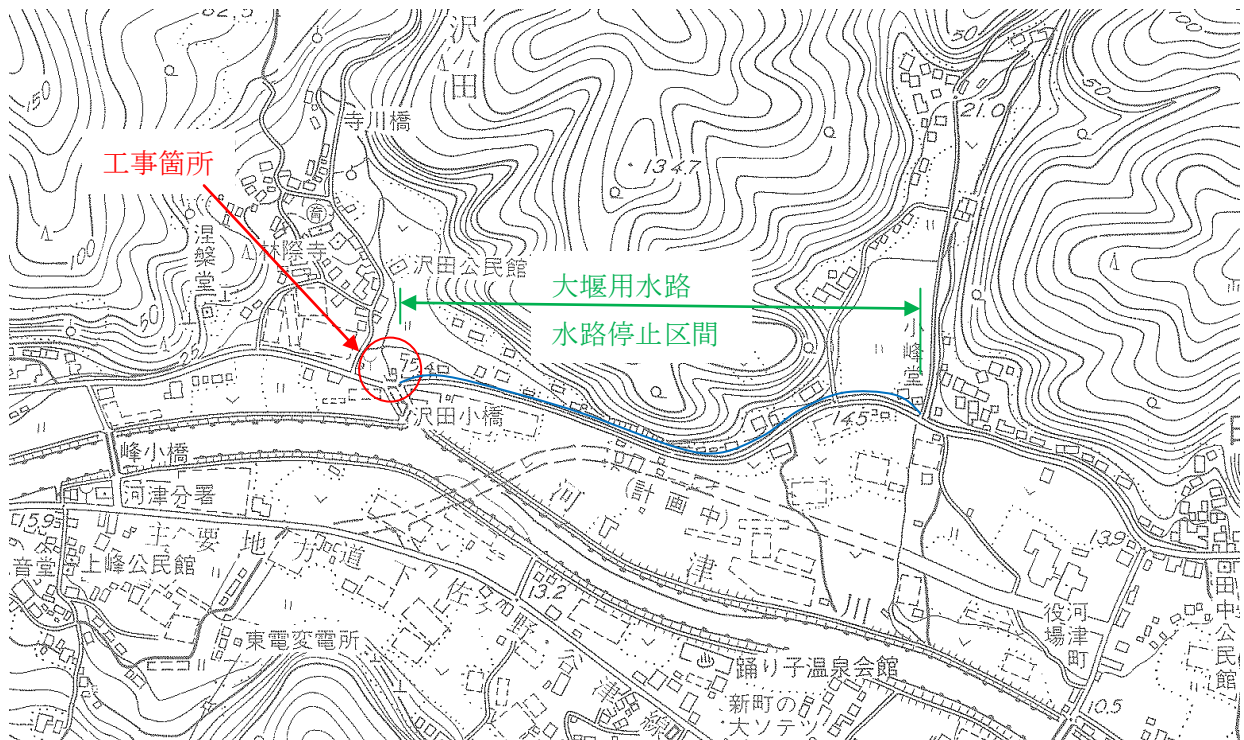
※水路停止区間以外の箇所については水位が低下しますのでご注意ください。

### 記

実施期間 : 平成 26 年 1 月 27 日  
 ~ 平成 26 年 2 月 3 日（ただし、工事完了次第通水します。）

工事箇所 : 大堰用水路（沢田水門付近）

工事業者 : 齊藤土木 株式会社



産業振興課  
 農林水産係 鈴木  
 TEL 34-1946